デイサービスセンター国津園　重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して通所介護サービス（デイサービス）を提供いたします。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※　当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。緊急やむをえない場合は介護認定を、まだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　弘仁会
（２）法人所在地　　三重県名張市神屋７６５番地
（３）電話番号　　０５９５－６９－１３１６
（４）代表者　　世古口　緑
（５）設立年月日　　平成元年５月１２日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類
　　指定通所介護事業所
　　平成１２年１月３１日指定　第２４７１３００２５７号
　　※ 当事業所は特別養護老人ホーム国津園に併設されています。
（２）事業所の名称
　　デイサービスセンター国津園
（３）事業所の所在地
　　三重県名張市神屋７６５番地
（４）電話番号
　　０５９５－６９－１３１８
（５）事業所長（管理者）
　　窪田　新一
（６）開設(サービス開始)年月日
　　平成１２年４月１日
（７）利用定員
　　３０名（日常生活支援事業第１号通所事業利用者を含む）
（８）通常の事業の実施地域
　　名張市全域

３．事業所の目的及び方針

（１）事業所の目的
　　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担軽減を図る。

（２）事業所の方針

地域に根ざした通所介護事業所を目指し、地域と密着した事業所及び地域に開かれた事業運営を行い、利用者の方にも地域社会において日常生活が営むことが出来るよう支援する。サービス提供にあたっては、利用者や家族の心身の状態やニーズを的確に把握し、利用者が地域社会において自立した日常生活を快適に営むことができるよう通所介護計画を作成し、自立支援のための専門性の高い通所介護サービスを提供する。

事業所は、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所、その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する機関と密接な連携を行うこととする。

４．営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日　（但し、１２月３１日～１月３日は休み）
受付時間	８時３０分～１７時３０分
サービス提供時間	９時３０分～１６時４０分

５．従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数及び職務
事業所長（管理者）	職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。 （１名を配置）
生活相談員	ご利用者及びご家族の日常生活上の相談に応じ、適切な生活支援を行います。 （常勤専従１名、常勤兼務２名を配置）
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 （常勤専従１名、常勤兼務２名、非常勤専従３名を配置）
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助なども行います。 （常勤兼務１名、非常勤兼務２名を配置）
機能訓練指導員	日常生活を送るのに必要な機能訓練をおこないます。 （常勤兼務１名、非常勤兼務２名を配置）

６．サービスの内容

（１）送迎

サービスを利用していただくため、ご利用者の送迎を行います。

（２）食事

当事業所では、栄養士の立てる献立により、栄養ならびにご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供し、ご利用者の食事の見守りや介助を行います。

（３）入浴

入浴または清拭を行います。

（４）排泄

ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

（５）日常生活上の訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な訓練を実施、身体機能の低下を防止するよう努めます。

（６）健康状態の管理

ご利用者に対し、体温、血圧、脈拍を測定し、看護職員が健康状態の確認を行います。また、利用時間内に身体的変化が起きた場合は、ご家族に連絡の上適切な対応を行います。

（７）相談援助

ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談援助を行います。

７．利用料金

（１）介護保険法が定める法定料金

別紙の「デイサービスセンター国津園利用料金表」によって、ご利用者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護状態区分に応じて異なります。）

※　ご契約者がまだ要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を受けるために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならない料金

別紙の料金表によって、サービス利用料金の全額（実費）をお支払いください。

（３）利用料金のお支払方法

料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月の２５日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

①　下記指定口座への振り込み

三十三銀行　名張支店　普通　２３１１８４２

口座名義　社会福祉法人弘仁会

特別養護老人ホーム国津園

理事長　世古口　緑

②　窓口での現金支払い

③　指定銀行口座よりの引き落とし

（４）利用の中止・変更・追加

○　利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。

サービスの変更・追加の申出に対して、事業所の稼動状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

○　利用予定日に、天候の急変（台風による警報発令等）、積雪等により利用予定日の中止及び利用時間の変更等を行うこともありますのであらかじめご了承ください。

○　利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

①　利用予定日の前日又は、当日の午前８時３０分までに申し出があった場合
　　無料

②　利用予定日の前日又は、当日の午前８時３０分までに申し出がなかった場合
　　当日の利用料の１０％（自己負担相当額）

８．事故発生時の対応について

通所介護事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

また、緊急に受診が必要と事業者が判断したときは、速やかに医療機関に搬送し受診し、ご家族に連絡させていただきます。

９．苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けています。

〇苦情解決責任者

職　名　　管理者

氏　名　　窪田　新一

〇苦情受付窓口（担当者）

職　名　　生活相談員

氏　名　　今井　富弥代

電話番号　０５９５－６９－１３１８

ＦＡＸ　　０５９５－６９－１６１５

〇受付時間

毎週月曜日～土曜日

８時３０分～１７時３０分

また、苦情受付箱を特別養護老人ホーム国津園事務所窓口に設置しております。

（２）苦情処理の方法

①　苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けます。苦情受付の際、次の事項を記録し、その内容について苦情申出人に確認します。（苦情の内容、苦情申出人の希望、第三者委員への報告の要否、第三者委員の助言、立会いの要否など）きる。

②　苦情の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者及び、第三者委員に報告します。

③　解決に向けての話し合い

苦情解決責任者は、関係者（関係職員、第三者委員、介護支援専門員等）と十分検討のうえ、苦情申出人との話し合いによる解決に努める。

（３）当法人の第三者委員
　　藤原　繁子（元民生・児童委員）
　　中井　和代（元主任児童委員）
（４）行政機関その他苦情受付機関
　①　名張市高齢・介護支援室
　　所在地　　三重県名張市鴻之台１番町１番地
　　電話番号　０５９５－６３－７５９９
　　受付時間　８時３０分～１７時００分（月曜日～金曜日）
　②　三重県国民健康保険団体連合会
　　所在地　　三重県津市桜橋２丁目９６
　　電話番号　０５９－２２２－４１６５
　　受付時間　９時００分～１７時００分

１０．業務継続計画について
（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（２）業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１１．感染症の予防およびまん延の防止について
　感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
（３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１２．虐待防止について
　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（２）虐待の防止のための指針を整備します。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
（４）虐待の防止に関する担当者を選定します。
　　虐待防止に関する担当者：管理者　窪田　新一

１３．身体拘束に関して
（１）利用者または他の利用者等の生命または心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行わないものとする。
（２）身体的拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター国津園

職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意いたします。

利用者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【別紙】　デイサービスセンター国津園利用料金表（令和６年６月１日改定）

１．介護保険法が定める法定料金

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常７～９割）が介護保険から給付されます。

（１）基本料金

項　　目	区　　分	単　位　数	サービス提供時間区分
通常規模型 通所介護費	要介護１	６５８単位／日	所要時間７時間以上８時間未満
	要介護２	７７７単位／日	
	要介護３	９００単位／日	
	要介護４	１，０２３単位／日	
	要介護５	１，１４８単位／日	

（２）加算料金等

項　　目	区　　分	単　位　数	内　　容
入浴介助加算		４０単位／回	入浴を行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算		２０単位／回	利用者の口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を介護支援専門員に提供した場合に加算する。（６か月に１回を限度として）
日常生活動作維持加算（Ⅰ） （ADL 維持等加算）		３０単位／月	自立支援・重度化防止の観点から一定期間において利用者の日常生活動作の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に加算する。
科学的介護推進体制加算		４０単位／月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算する。
送迎を行わない場合		－４７単位／回	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合、片道につき４７単位を減算する。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		２２単位／日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が７０％以上配置されている場合に加算する。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		１月の総単位数 ＋９２／1000	厚生労働省が定める算定要件に適合し、介護職員の賃金改善等を実施した場合。（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に９．２％を加算） ※小数点第一四捨五入

地域区分単価	７級地	10.14 円／1 単位	地域区分７級地に該当し、1 単位当たりの単価（10.14 円） ※小数点以下切捨て

２．介護保険の給付対象とならない料金

以下のサービスについては、介護保険の給付対象ではありませんので、全額ご利用者のご負担になります。

（１）食事の提供（食材料費、調理費等）

ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：１食あたり　６５０円

（２）レクリエーション、クラブ活動、外出行事等

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動、外出行事に参加していただくことが出来ます。

料金：材料代等の実費及び外出行事等の実費をいただきます。

（３）利用時間延長に伴うサービス

ご利用者の希望によりサービス提供時間外にサービスを利用する際に延長サービス料をいただきます。

料金：１５分あたり　５０円（但し下記の時間帯に限ります。）

延長可能時間帯：　８時３０分 ～　９時３０分

：１６時４０分 ～ １７時２５分

（４）ご利用者は、サービス提供についてのいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

料金：１枚につき　１０円

（５）日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

料金：おむつ代等　実費